

新たな収納方法に関する考察

- 利用者利益の最大化をめざして -

八王子市こども家庭部子育て支援課主任

菅野 匡彦

八王子市行政経営部行革推進課主事

福田 純

はじめに

税金や手数料などの公金を収納する業務では、「滞納」が第一の問題となっている。そのため、新しい収納方法の導入を考える時、得てしてその方法が「滞納者層の納入に結びつくか」、あるいは「今の収入率をさらに向上させるものなのか」ということにとらわれがちである。

そもそも新たな収納方法を導入するのは「滞納対策」ということなのだろうか。第一線の現場は、いくなれば戦場であるため、時に収入率（注１）向上という「目標」が「目的」になってしまい、最短の方法で数値を上げることを優先してしまいがちでもある。

本稿は、収納業務に関わる職員はもとより、普段は違う業務に関わる職員が、広い視点から新たな収納方法を研究しようと集まった６人の自主研究グループ「Salvage! 収納手法研究会」による自主研究をまとめたものである。自主研究に至った問題意識と研究の視点、そして新しい収納方法として研究した「コンビニエンスストア」、「クレジットカード」、「電子マネー」の３つのうち、「クレジットカード」による収納を取上げ、一部最新の情報をまじえて研究内容の概要を説明したい。

１．問題意識と研究の視点

八王子市では、管理職全員で臨戸訪問を行うなど、全庁一丸となって収納業務に力を入れてきた。こうした取り組みによる成果は着実に上がり、1998（平成 10）年度は都内 26 市において最下位（89.6％）にあった市税収入率が、他市が伸び悩む中で 2004（平成 16）年度には全体の平均値（93.6％）まで急上昇している。

しかし、今後の社会環境の変化を考えると、現在の収入率を維持することは難しくなるのではないだろうか。本自主研究グループは、このような問題意識を研究の出発点にしている。

（１）収入率の維持を困難とする社会変化の兆し

包括外部監査報告書（注２）によると、人口が多いことが要因で、本市の収入率は都内ほかの 25 市に比べて伸ばしにくい傾向にあると分析されている。本研究では、以下３つの要因から、現在の収入率を維持することは困難と考えた。いずれも社会環境の変化を読み取るための代表的な要因である。

自治体行政のスリム化

本市の徴税費（注３）は他市に比べ 20％低く抑えられているものの、現在の徴税業務は、人手を介する方法が主となっている。自治体行政には一層のスリム化が求められる現在、本市においても５年間で職員数をさらに約 1 割減らす方向性が示されており、職員数が減れば、現在のような人手を介した方法のままで、その体制を維持することは難しいため、収入率に影響が及ぶと考えられる（注４・５）。

納税義務者の高齢化

団塊世代が定年退職時期を迎え、今後さらに高齢者比率が高まってくると、健康などの問題が

発生して滞納せざるを得なくなるケースの増大が想定できる。なぜなら、一般的に高齢者はケガや病気からの回復が遅く、一旦そのような状況に陥ると納入自体が滞る可能性も存在するからである。

また、その場合、年齢的には公的年金にかかる雑所得など少額の滞納が数多く発生することも予想される（注6）。そして、滞納額が少額である場合は、職員が滞納管理業務を行うにしても、徴収経費との費用対効果が期待しにくいいため、結果的に納税義務者の高齢化によって収入率が下がると考えられる。

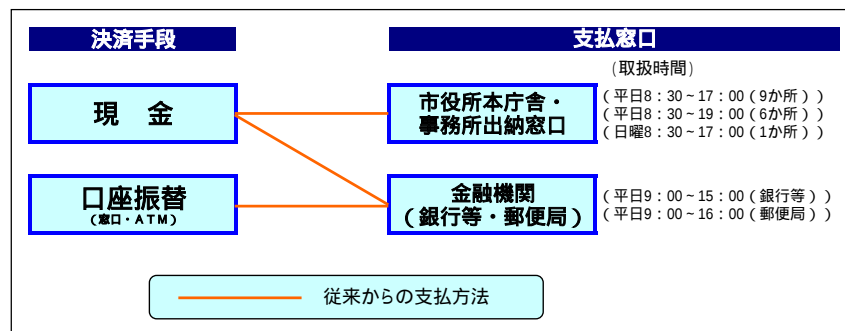
伸び悩む口座振替払の利用

現在の収納方法のうち、最も確実に人の手を介さない方法は口座振替払である。しかし、それを利用しているのは全体の3割と限られた層となっている。口座振替払の利用者数は各担当部署の努力で伸びてはいるものの、ある程度のインセンティブをもってしても、残りの7割に結びつけることは難しく、利用者を大幅に増やすことはできていない（注7）。こうしたことから、口座振替払の利用が、今後急増し収入率の向上に結びつくという可能性は低いと考えられる。

（2）既存の収納方法と問題点

八王子市における収納方法を「決済手段」と「支払窓口」という2つの視点から整理したものが図表1である。市役所窓口、金融機関窓口での現金払、もしくは金融機関の口座からの口座振替払、の計3種類の納付方法が行われている。なお、図表においては、「従来からの支払い方法」を示す線で表している（図表1）。

図表1 既存の収納方法の整理



前述したが、約7割の納税者は口座振替払以外の方法である「現金」による決済手段を用いているため、市役所本庁舎・各事務所もしくは金融機関の窓口を利用することになる。しかし、これらの窓口の取扱時間は限られており、さらに近年では金融機関窓口の統廃合が相次いでいることから、窓口数自体も減少傾向にある。このようなことを踏まえると、改善に向けては口座振替払を利用していない多くの納税者が関係する「支払窓口と支払方法の数」について検討することが必要と考えられる。

（3）研究の視点

ここまでの現状と課題を踏まえ、「納税行為において利便性を向上させることは市民満足度に直結し、ひいては、自主納付件数の増加に結びつく」ということを仮説とし、新たな収納方法を「決済手段」、「支払窓口」の2つの視点から研究した。

新たな収納方法の検討は、「フリーターなど中途退職者への課税の強化」、「老年者控除の見直し（65歳以上の非課税措置の廃止）」など、2005（平成17）年の税制改正の方向性からも必要性が高く、他にも地方税の収納事務について私人への委託が認められたこと（注8）や規制改革・民間開放の動きなど、法律上の環境が整いつつあることなどからも、必要性は高いと考えられる。

2. 新たな「決済手段」研究：公金クレジットカード収納

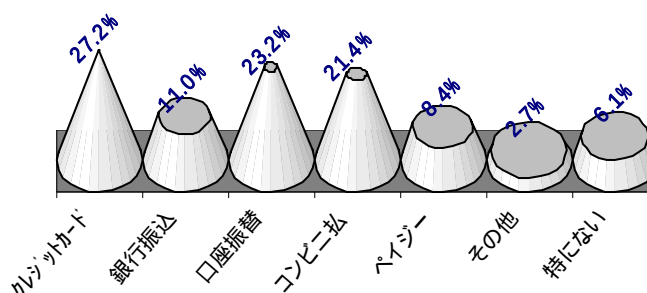
電気・ガス・電話・民間病院など、公共的な民間サービスの支払いについてはクレジットカードによる決済の導入が急速に拡大している。研究した3方法は、いずれも全国的に導入の検討が進められているものであるが、「クレジットカード収納」は、導入事例がまだ少なく、2006年度に検討が進んでおり、カード会社が立替をするなどの特殊性がある、などのことから、広く収納方法の可能性を検討する本自主研究を説明するのに適切と考えたものである。よって、冒頭で述べたとおり、本稿では「クレジットカード収納」を一例として、「利用者満足度を向上させることが、自主納付につながる」という立場から、そのメリットを考えることとする。

（1）利用者（市民）にとっての意義 ～利用者利益の増大

（a）利用者のニーズ

全国平均で一人3.3枚所有しているとされるクレジットカードは（注9）日常生活ではもはや珍しいものではなくなった。カード会社大手のJCBが、「インターネット商取引とクレジット事業研究会（注10）」で紹介した資料によると、「公金で最も利用したい支払い方法」として、「クレジットカード」の割合が全体で最も高く（27%）現在一般的である「口座振替」（23%）を凌ぐ結果となっている（図表2）。このことは、クレジットカードによる収納が口座振替・コンビニ払とともに利用者ニーズに適っていることを表している。

図表2 公金で最も利用したい支払い方法



出所：JCBが市場調査会社へ委託したリサーチ結果 2006年8月29日 第5回インターネット商取引とクレジット事業研究会でのJCBプレゼン資料を参考に作成

こうした背景には、クレジットカードの付加サービスが結びついていると考えられる。同じくJCBが調査した「クレジットカードに関する総合調査」によると、「カードの利用理由」を問う設問に対して、「現金を持たなくても買い物ができる」に次いで「ポイントやマイレージのサービスがある」と答えた者が50%近くにのぼる。また、別の設問の回答では、クレジットカードの平均保有枚数が3.3枚とされている中、使用については1枚のカードに集中しているという結果であったことから、ポイント等の付加サービスは、利用する理由として利用者ニーズに結びついていることが考えられる。

（b）利用者のメリット

利便性が高い

クレジットカードは現金を持ち歩く必要が無く、サイン1つで支払が済むため、手間がかからず便利なのがメリットの第一にあげられる。また、引落日が家計の他の支払（日用品・携帯電話等）と一緒にすることで、家計の管理にかかる手間も少なくなる。さらに、電子納付やコンビニ

ニエンスストアでの取扱と併用すれば 24 時間決済が可能であり、利便性は飛躍的に向上することとなる。先にあげた口座振替払を利用しない 7 割の市民が影響を受ける窓口の取扱時間による制約を打破する第一歩としても、クレジットカード収納は有効である。

多様な支払方法を選択できる

カード会社の提供している「一括払」、「ボーナス払」、「分割払」、「リボルビング払」などのサービスを選択することで、利用者は支払期日の主導権を得ることができる。納期限と延滞金のあ
る種々の税の納入について、利用者が家計に応じて支払日の繰り延べを選択できることは、利用者の立場に立ったサービスになると考えられる。

付加サービスの利用

副次的な効果として、カード会社の提供しているサービスやポイントによるメリットがあげられる。従来、公的な手続きに対しては、行政によるサービス提供がなされてきたが、官民協働の流れの中では民間によるサービス提供も重要である。支払窓口としてコンビニや郵便局を活用することを、民間の提供するサービスを活用した方法の 1 つであると考えれば、クレジットカードに付帯するサービスやポイントも、民間サービスの活用と考えられる。現に一部のコンビニ系クレジットカードの中には、公金の納入をクレジット払で認めているところもあり、付加サービスであるポイントを獲得するウラ技としてインターネット上で紹介されるなど、既に利用者から好評を得ている。

(2) 事業者にとっての意義 ～市場規模の拡大

(a) 事業者のニーズ

クレジットカード払の解禁は、業界団体が強く要望しているもので、国に対し規制緩和要望や構造改革特区提案がなされてきた。日本のクレジットカードによる支払額は年間約 27 兆円で、300 兆円にのぼる個人消費全体の約 9 % 程度である。これは米国の約 20 %、韓国の約 50 % に比べ格段に低い。このため、年間 60 兆円といわれる小額の現金決済市場のほか、各種公共料金や税金、保険料などへのカード利用を促進していきたいという考えを業界団体はかねてより持っている。また、JR 改札での利用が起爆剤となった Suica にみられるような電子マネーが急速に普及する中で、業界としては個人消費をめぐる市場でのシェア争いに危機感を募らせている。

(b) 事業者のメリット

市場のパイ拡大

公金分野の市場規模は数十兆円といわれており、導入がなされた場合、クレジットカード市場に与える影響は大きい。とくに社会保険庁の検討している「クレジットカード機能つき年金 IC カード」にみられるように、公金のクレジットカード収納の導入方法次第では新たな顧客層を獲得できる可能性があるため市場規模の拡大につながる。

利用率の向上

定期的な利用や公金納入が可能になることで、今まで使用されなかったカードの利用が図られるため、クレジットカード利用率の向上につながる。

顧客の囲い込み

銀行のメイン口座サービス（注 11）と同じく、税金を支払うほどのクレジットカードは家庭でのメインカードとなる可能性が高く、顧客の囲い込みにつながる。

（３）自治体にとっての意義 ～市民の利益増大

（ａ）自治体のニーズ

富士通総研が行った「地方公共料金におけるクレジット収納に対するニーズ調査報告書」（注12）をもとに自治体のニーズを分析した。それによると、「収納業務において不便な点、困っている点」との設問に対して、「滞納」とする回答に次いで「支払手段が限られていることからくる苦情・問い合わせ」との回答が４割を占めている。多くの自治体で収納方法が問題となっている状況がうかがえる。また、利用者の利便性の確保を目的に、約９割の自治体がクレジット収納に対して前向きな回答をしていることも注目される。さらに「支払方法として向くもの」として、「窓口」「インターネット」がそれぞれ４割の回答を得ており、インターネットの活用も多くの自治体が視野に入れていることがわかる。インターネット上の物販では、支払方法としてクレジットカードを利用することが一般的であるが、その側面からもクレジットカードは有効な媒体としてあげられる。

（ｂ）自治体のメリット

利用者の利便性向上

利用者である市民の利便性向上に寄与する。

自主納付率の向上

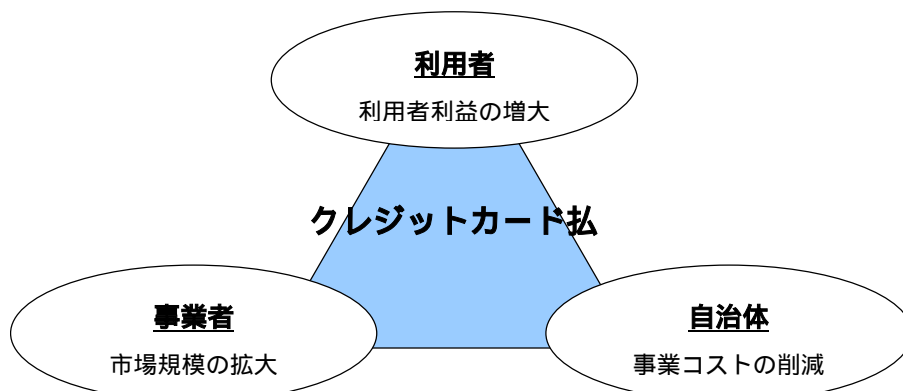
家計に応じた支払が可能になることやカード会社による立替方式であることから、期限内に自主納付する利用者の増加が期待される。

事務コストの削減

一般に収納率が高いといわれる口座振替と比べても、支払はカード会社から先払（立替払方式）の形で成されるため、確実に収納できるというメリットがある。このことは口座振替依頼書等の紙ベースの事務処理が軽減、現金管理コスト削減、督促費用削減が副次的な効果として期待できる。

実際の債権回収者がカード会社となることで、公共機関は回収業務に伴う最も高いリスクを専門性のある事業者に託すことができるのである。また、コンビニ収納よりも指定金融機関への入金はやいなどの利点もある。さらに、カードを持っていることがわかれば、「現金が今、手元にない」という滞納者の積極的な対応を引き出せる可能性がある。

図表３ クレジットカード収納の意義



出所：日本クレジット産業協会ＨＰ「公金分野におけるクレジットカード決済の導入について」を参考に作成

(4) クレジットカードの将来性

(a) マルチペイメントとの連携

既に口座振替払では、インターネット上で税や料金の支払いをすることが可能なマルチペイメントネットワーク(MPN)が稼働しているが、これにクレジットの支払システムを増設する事ができれば、インターネットにおけるクレジットカードによる支払いが可能となる。「インターネット商取引とクレジット事業研究会中間報告」の中でも「MPNについては、利用者の利便性向上の観点から、早急にクレジットカードも利用可能となることが望まれる」とされており、また、日本クレジット協会など業界から「接続・利用の検討を要請」、さらに経済産業省の取引信用課からも、事務局(運営機構および推進協議会)に対し検討を要請しており、現在調整中である。納入する市民の利便性向上の観点から、その早期実現が強く期待されている。

(b) 請求代行サービスの展望

公金徴収を携帯電話料金と一緒に口座引落とししたりクレジットカードで決済したりできるようにする「請求代行徴収サービス」も、クレジットカード収納の将来性を感じさせる。これは、既存の「ケータイ収納」の適用範囲を広げたものであり、携帯各社が既に行っているという点でも実現性が高い。幅広い分野で多くの人々が気軽に使える支払窓口として、コンビニ収納のような、いわば「支払窓口」のインフラになる可能性が高いと考える。

(5) 導入にあたっての検討課題

(a) 取扱手数料のあり方について

関係各省庁は、国が加盟店手数料を負担することは適当ではない、手数料その他の条件については個別の契約交渉による、としている。金融機関における口座振替及び窓口収納、コンビニ収納の手数料はいずれも定額制になっており、クレジットカード払の「定率」という手数料の概念はこれまでの公共サービスにはなかった。確かに自動車税や固定資産税といった額の大きな税目については手数料負担が大きいため、手数料を自治体負担とした場合には自治体の持ち出し分は現状よりも大きくなる。但し、2006(平成18)年に軽自動車税を対象に藤沢市でなされた実証研究では、税額の平均額が3千円に満たないため、手数料は30円程度と一般的なコンビニ収納の手数料60円程度よりも低い金額になり、収納する税の種類・金額によってはコストメリットもあるといえる。

また、クレジットカード収納の手数料を考える場合、表面上の金額のみに目をとられてはならない。なぜならば、納税者が手続きをとった瞬間にカード会社が立替、納付が確実なものとなり、滞納者に対する督促コストが低減するからである。回収リスクをカード会社が負っていると考えるならば、高めの手数料となっても一定の合理性があるといえよう。

(b) カード決済日と納付期限の整理

国税を例にすると、国税通則法第34条により国税の納付については、金融機関(日本銀行歳入代理店)又は税務署の窓口で現金に納付書を添えて納付しなければならないこととされており、収納委託を受けるという形で支払った日が納付日になる。これに対して、クレジットカードの場合は収納委託となりえず加盟店契約となり、公金としての納付日がカード会社からの支払日になる。この、納税者がクレジットカードで支払い手続きをした日が、これまで地方自治法上の制約により、「実際に市に収納されなければ支払ったこととならない」として問題となっていた。

この点については、2006(平成18)年5月の地方自治法の一部改正により、「指定代理納付者」としてクレジットカード会社が位置付けられ、指定日(例えば納付期限日を設定)を領収日とみなしてよいこととなった。

(c) コストの比較対象について

新しい収納方法を論じるとき、議論が必要になるのがコストに関する問題である。その議論においてよくあげられる方法が、現在の金融機関手数料との比較である。

多くの金融機関では、指定金融機関制度発足当初の契約に基づき、公金取扱手数料を無料にしている。しかし、既存の収納方法と新しいものを比較する中で、コストとして金融機関の手数料を比較の対象とすること自体が馴染まないのではないだろうか。

なぜならば、忘れてはならないのが銀行の公金取扱手数料見直しの流れである。銀行が、公金の取扱手数料を無料にできるのは、一時的に預かった税金を運用することによって収益を上げ、事務経費をカバーできるしくみがあるからである。このようなしくみは、法律で守られた金融機関でしか認められないため、他の業種体を母体とした収納方法のコストを同じ感覚で比較すれば、銀行に著しく有利である。つまり土壌自体が違うため、比較対象として馴染まないのである。

また、現在のような低金利では収益を上げることができないため、公金の取扱に関して銀行は敬遠しがちである。実際、銀行業界からは繰り返し総務省と地方公共団体に宛て要望が提出されており、「事務コストは—地方銀行全体で年間 1,000 億円を上回る負担」(注 13) であるとして、経費負担のあり方に関する議論を喚起している。

こうしたことから、見直しが広がっている現在の金融機関の手数料を基準に新たな方法の手数料などとコスト比較を行うことは、適当でないと考えられる(注 14)。

先に述べたように、クレジット収納の場合、回収に伴う最も高いリスクを回避することができるという考え方もある。コストを考える場合には徴税にかかる経費を分析したうえで新しい方法の比較検討がされるべきであろう。また、銀行が時間外手数料を有料にしていることを考えれば、収納方法によっては手数料を受益者負担にするなど、手数料の本来のあり方も検討されるべきと考える。

(6) クレジットカード収納の検討状況(注 15)

(a) 地方税・使用料についての検討の動き

地方税については、総務省が「法律上の問題はない」との見解を示している(注 16)。地方税法第 20 条の 6(第三者の納付又は納入及びその代位)に「地方団体の徴収金は、その納税者又は特別徴収義務者のために第三者が納付し、又は納入することができる」となっていることから、国税同様、立替払い方式であればクレジットカードを使って納付を行うことは、現行制度上可能との解釈である。使用料などについての規定はなかったため導入は認められなかったが、2006(平成 18)年の通常国会で地方自治法の改正が行われ、「指定代理納付者」としてクレジットカード会社が位置付けられた。これにより、市民があらかじめ地方自治体に利用したいカードの情報を掲示することで、クレジットカード決済による納入が法的に可能となった。

(b) 他市町の導入の動き

2006(平成 18)年に藤沢市が行った「軽自動車税クレジットカード納付実証研究」においては、市民の高いニーズを裏付けるように物販並みの利用があり、「窓口に行かなくてすむ」(77.6%)、「都合の良い時間に納付できる」(67.3%)といったメリットが、利用者からのアンケート結果から明らかとなっている。納付状況からは「休日/夜間での利用が多くなっており、会社員などの平日の日中に窓口に行きにくい市民に対する利便性向上が期待できる」ことが実証された。

この結果を受け、藤沢市は 2007(平成 19)年度より、他の税にも対象を広げる予定である。また、2007(平成 19)年に入り、同市の他に三重県玉城町も、広範な複数の分野でのクレジットカードによる収納の導入を決定している(注 17)。

（ｃ）八王子市を取り巻く導入の動き

2007（平成 19）年 2 月の報道によれば、東京都水道局は、水道料金のクレジットカードによる収納の同年秋からの開始を決定した。水道料金・下水道使用料という限定された範囲ではあるが、結果として八王子市民もクレジットカード収納を体験することとなる。なお、これは 2006（平成 18）年の自動車税のコンビニエンスストア収納に続く動きであり、新たな収納方法の導入に関する東京都の積極的な姿勢がうかがえる。

このように、クレジットカード収納の導入については、本市以外の状況による影響が少なくない。例えば、年金について社会保険庁は「クレジットカード機能つき年金 IC カード」の導入を検討しており、国民健康保険においても既に一部の健康保険組合で導入されている「クレジットカード機能付き健康保険証」の導入が検討されている。本市がインターネット公売で利用している yahoo！JAPAN（ソフトバンクグループ）においても、公金クレジット決済のスキームを提供する模様であるため、同社によりインターネット公売を利用する多くの自治体に影響が広がる事が予想される。一方、クレジットカード業界では、2007（平成 19）年 1 月 24 日に「公金クレジット決済協議会」を設立し、国や地方自治体との公金分野でのクレジット決済の枠組みを具体的に構築することを目的とした検討を始めている。

おわりに

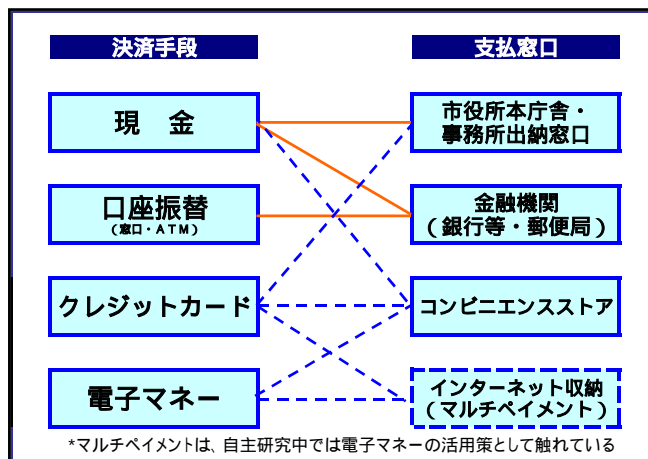
世の中の動きは著しく進化を遂げている。総務省が 2006（平成 18）年 7 月に行った「地方税の収納環境調査」によると、コンビニエンスストアで収納委託を行っている自治体は、全国で 125 団体にのぼった。今回、研究の例示として紹介した公金クレジットカード収納は、単一の自治体での導入はまだ少ないものの、東京都の自動車税・水道料金の例に見られるように、都道府県レベルの導入は市区町村にも大きな影響を与えている。

利用者である市民にとっては、いかに利便性が高く多種の税が納入できるかということが重要であり、納入する税が国税であるか都税であるか、市税であるかは重要ではない。銀行の支店が統廃合されるなか、コンビニの A T M で現金を引き出すことも、ペイジーを利用して支払いをすることもごく日常的になってきた。駅の売店で、Suica をかざして買い物する姿もよく見かける。わずか 1 年の間に、Edy や Suica に加え、ドコモの DCMX や QUICK Pay など、生活の中に電子マネーは急速に浸透している。2007（平成 19）年 3 月からは Pasmo のように一枚の電子マネーで、関東圏の私鉄、地下鉄、バスなどほぼ全ての公共交通機関共通で利用できるモデルも始まる。こうした流れは「お金」という概念そのものが、現金だけにとらわれない形に変化しつつあることを表しているのではないだろうか。クレジットカード機能も携帯電話の IC チップ 1 枚に搭載されている現在、公金の決済手段だけが従来のままでよいということにはならない。滞納そのものを発生させないための新たな収納方法を導入することは、もはや時代の趨勢のようにも思われる。

本稿では、利用者（市民）の利便性の向上が市民満足度につながり、ひいては自主納付につながるという仮説から、収納方法を考えてきた。故に、利便性が向上することで直接的に滞納額が減るとの表記は行わず、自主納付率が上がると述べてきた。

本稿で言及した以外にも、自主研究の場で研究した、支払窓口としての「コンビニ」の活用、決済手段としての「クレジットカ

図表 4 コラボレーションによる利便性の最大化



ード」、「電子マネー」は、収納方法としてそれぞれが効果的であり、単独で導入することもできる。しかし、「納付者の利便性」を考えた時、「決済手段」と「支払窓口」の双方を増やすことにより、原理的には納付方法（組み合わせ）が倍々で増え、納付者の利便性が格段に上がるということに注目してもらいたい（図表４）。

例えば、支払窓口の利便性を向上させるために、「コンビニ」で現金による収納業務ができるようにしたとしても、原理的には納付方法が１つ増えるだけであるため、それなりの効果しか期待できない。「クレジットカード収納」や「電子マネー収納」といった決済手段をあわせて導入することにより、現在実施している方法と相乗的に利便性が向上し、利用者の利益を最大化させることができる。様々な方法のコラボレーションによって市民の利益が最大化すること、それこそが飛躍的に市民満足度が向上するヒントではないだろうか。

付記

グループ名の冠になっている「Salvage（サルベージ）」には、我々の思いが込められている。“Salvage”には、一般的に知られている「引きあげる」という意味の他、「救出」という意味もある。この言葉に込めた思いとは、収入率の向上といった実績を上げている今日だからこそ、再度、課題として“引きあげる”ことで、「市として更なる検討を行うための糸口となってくれば」という思いである。身の程知らずだが、そうした発展が結果的に市民サービスや業務内容を向上させ、一生懸命に働いたお金で納付していただいている市民の皆さんと、現場で血の滲むような努力を行いながら収納業務に携わる仲間たちの双方に寄与するものと考えて、このグループ名とした。この自主研究が、たとえ少しでも市民の皆さんと仲間たちの一助となれば、これに勝る幸せはない。

注

- 1) 「収入率」とは、市が課税した税額に対する納付された金額の割合である。
- 2) 2003（平成 15）年度包括外部監査報告書では、当時の市税収入率の低い要因として都内 25 市と比較し、人口数が多いことによって生じている本市特有の問題点が以下のように分析されている。「滞納者の絶対数も多くなり滞納者の管理に労力を必要とされること、回収リスクの高い普通徴収の絶対数が多いこと、徴収担当職員一人あたりが担当する滞納者数が多いこと」。
- 3) 課税・収納する費用のことで、納税通知書に係る経費やコンピュータ関連経費、人件費などで構成される
- 4) 『行財政改革プラン【追補】』には、2005（平成 17）年 3,217 人である常勤一般職員数を 2010（平成 22）年には 2,897 人とする定員計画が明示されている。
- 5) なぜ「自治体行政のスリム化」を行う必要があるかについては、本稿の前提として検討を深める必要があり、その影響などを念頭に議論すべきだと考えるが、本稿においては紙幅の関係などから十分に言及できていない。今後更なる提言を行う際にはこの点についても踏み込んだ検討を行いたい。
- 6) 年金所得に対する市民税や国民健康保険税、介護保険料といった一人あたり少額のものが入納対象として数多く発生すると予想できる。
- 7) 国民健康保険では、口座振替払に対するインセンティブを与え、利用率を向上させようと、2003（平成 15）年度に「口座振替キャンペーン」を実施した。しかし、月毎の比較では一時的に大きく利用率を伸ばしたものの、年度末には例年の上昇率と比べて著しい伸びを見せることはなかった。
- 8) 地方自治法施行令第 158 条の 2 の新設。
- 9) JCB『クレジットカードに関する総合調査 2006 年度版』による。
- 10) 経済産業省取引信用課「インターネット商取引とクレジット事業研究会」より。2005（平成 17）年 4 月より商務流通審議官の私的研究会として設置。インターネット取引及び支払に関与する者（学識、企業、弁護士、市民など）によって構成されている。
- 11) 公共料金の引落、給与振込み口座を家計におけるメイン口座として考え、メイン口座を自行に持つ顧客に対

してサービスを厚くしている。

- 12) 経済産業省の委託を受けて富士通総研が 2005 (平成 17) 年 3 月に公表。47 都道府県および 104 市区を対象に調査。
- 13) 地方公共団体関係団体及び総務省への要望書「平成 19 年度予算編成にあたってのお願い」2006 (平成 18) 年 8 月 (全国地方銀行協会) より。
- 14) 八王子市においても、2007 (平成 19) 年 4 月より口座振込 1 件当たり 41 円の手数料がかかるように変更される。過去の実績から、19 年度は口座振込手数料として約 1,450 万円を予算化した。
- 15) 自主研究では「規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申」の中で「2005 年度中に結論、以降速やかに措置」と答申されたものを中心に、海外の事例も含めて各省庁の事例を研究した。しかし、このクレジットカード導入に対する検討の流れは早く、この 1 年間に大きく進んでいるため、2005 (平成 17) 年度までの各省庁の検討状況は割愛する。
- 16) 構造改革第 5 次提案 (2004 年 6 月) に対する総務省の回答による。
- 17) 先の藤沢市での実証研究のスキームを提供した日本総研では、2007 (平成 19) 年度に 4 つの新収納方法に関する実証研究を提案、参加自治体を募集している。臨戸収納におけるクレジットカードの導入 (佐川急便の e-コレクトと同様のサービスと思われる) 公金収納におけるケータイクレジット / 電子マネーの導入 物品調達におけるクレジットカード導入 IC 職員カードによるトータルセキュリティマネジメントの実施 (勤怠管理、ゲート、PC の連動など) がその内容である。

参考文献

- ・ 玉村雅敏『行政マーケティングの時代～生活者起点の公共経営デザイン』、第一法規、2005 年
- ・ 日本クレジット産業協会「公金分野におけるクレジットカード決済の導入について」、2005 年
- ・ 野村総合研究所『知的資産創造 (クレジットカード決済の導入による公金収納のサービス向上)』、2006 年
- ・ 宮崎正博『銀行再生と IT・IC 戦略』、中央公論事業出版、2006 年
- ・ 水上宏明『クレジットカードの知識 第 2 版』、日本経済新聞社、2006 年

参考ホームページ

- ・ クレジットカード公金収納フォーラム
<http://www.jri.co.jp/consul/c-pay/index.html>
- ・ JCB「クレジットカードに関する総合調査 2006 年度版」
<http://www.jcbcorporate.com/news/dr-614.html>
- ・ 経済産業省「地方公共料金におけるクレジット収納に対するニーズ調査報告書」
http://www.meti.go.jp/policy/commerce_distribution/koukin_kessai.htm
- ・ 日本クレジットカード協会 (JCCA)「第 5 回インターネット商取引とクレジット事業研究会での JCB プレゼン資料」<http://www.jcca-office.gr.jp/top/home.html> 2006 年 8 月 29 日
- ・ 規制改革・民間開放の推進に関する第 2 次答申 <http://www.kantei.go.jp/> など官邸 HP より多数

(かんの まさひこ)
(ふくだ じゅん)